

佐倉市平和啓発共催行事事務取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市平和行政の基本に関する条例（平成7年佐倉市条例第22号。以下、「条例」という。）の趣旨に則り、市民が企画する平和啓発行事を佐倉市が共催し負担金を交付するにあたり、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号）及び佐倉市後援等の取扱いに関する要綱（佐倉市告示第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「平和啓発行事」とは、条例第3条に規定する平和事業に準ずる事業であり、国際社会と協調して平和の実現に努め、安全な市民生活を維持向上するために平和の意義を普及啓発することを目的とする行事（政治活動及び宗教活動、営利を目的としたものを除く。）をいう。

(共催の対象者)

第3条 この要領における共催の対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している者5人以上で構成されていること。
- (2) 市内に事務所及び活動場所を有し、活動期間が3年以上あること。
- (3) 定款、規約又は会則等を有していること。
- (4) 活動の目的が宗教、政治に関するものでないこと。また、暴力または暴力的行為により社会秩序を乱すものでないこと。

(共催の対象行事)

第4条 共催の対象とする行事は、次の各号のいずれにも該当する行事とする。

- (1) 平和の意義を普及啓発することを目的としていること。
- (2) 市の平和施策の推進に寄与すると認められる行事であること。
- (3) 市民の参加が見込まれる行事であること。
- (4) 団体と市が共催して行事を実施することにより事業効果が高まること。
- (5) 団体が実施することが可能な行事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催しない。

(1) 行事の内容が、団体の構成員の親睦や趣味的活動を目的とするもの

(2) 行事の内容が、特定の人や団体の利益を目的としているもの

(募集方法)

第5条 この要領の規定に基づき共催する行事の募集は、公募の方法により行うものとする。

(共催負担金の額等)

第6条 共催負担金の額は、予算の範囲内において、行事に要する経費の2分の1以内とし、
100,000円を限度とする。

2 同一年度において負担金の交付を受けることができる回数は、1団体1回とする。

(対象経費)

第7条 共催負担金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(保険の加入)

第8条 この要領の規定に基づき共催する行事を実施する団体は、事故等に備えイベント
保険等に必ず加入しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年6月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付申請がなされる共催負担金について適用し、同日前に、共催の申請があった負担金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 （第7条関係）

項 目	内 容
報償費	講演会における講師謝礼金
旅費 ※別に定める基準による	講師との打合せに係る交通費 事業実施にかかる交通費 (公共交通機関の運賃※、車賃代※、駐車場代、有料道路代)
需用費	消耗品費（1品につき5,000円以下の事務用品・書籍購入） 印刷製本費（チラシ・パンフ・ポスターの印刷製本、写真現像代、刊行物・報告書印刷費、コピー代） 修繕費（備品の修理・補修） 食糧費（講師用食糧費）
役務費	通信費（郵便料金、FAX代） 運搬費（送料） 保険料（ボランティア保険、イベント保険）
使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料（展示物、機器）
その他行事实施に必要と市長が認めるもの	